

### 仕様書修正箇所

NO.	該当箇所	修正内容
1	<p>令和8年度国立水俣病総合研究センター標準試料及び技能試験試料作製業務仕様書</p> <p>「3. 業務の実施方法」のうち「(3) 魚標準物質候補試料 (NIMD-06) の値付け共同試験のための試料配布」中</p>	<p>修正前：</p> <p>値付け共同試験において試験所に配布する実施要領及び報告様式（いずれも和文及び英文）を、JIS Q 0035:2022の要求事項に適合して作成する。これらの文書には、統計的外れ値の扱い、及び不確かさを付与するためのアプローチを含むこと。試験結果報告様式は測定手順の概要を含むこと。国水研担当官の指定する国外を含む約18箇所（国外10箇所、国内8箇所を予定）の共同試験所に魚標準物質候補（NIMD-06）を1本、精度確認用の認証標準物質またはそれに準ずる物質の小分け試料各1本、実施要領、及び報告様式を航空便にて発送すること（なお、試料等の発送についてはPT6の発送に合わせて行うこと）。また、本業務の受注者及び共同試験所以外の国水研担当官の指定する民間の試験所1箇所に対しても上述した期日までに同様の依頼をすること。ただし、同分析にあたっては分析費を支払うこととする。</p> <p>実施要領には以下の項目を含むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分析項目は、総水銀、メチル水銀、多元素（セレン、鉛、カドミウム）、及び水分含有量の4項目またはその一部とすること。</li> <li>・ 試験所毎に、魚標準物質候補を10検体（5回サンプリング×2日間）測定し、結果を提出すること。</li> <li>・ 精度確認用の認証標準物質またはそれに準ずる物質2検体（1回サンプリング×2日間）の結果も提出すること。</li> </ul> <p>修正後：</p> <p>「また、本業務の受注者及び共同試験所以外の国水研担当官の指定する民間の試験所1箇所に対しても上述した期日までに同様の依頼をすること。ただし、同分析にあたっては分析費を支払うこととする。」を削除</p>